

平成28年1月1日以降の寄附から、ワンストップ特例の申請に

■マイナンバーの記載と本人確認が必要になりました■

マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日以降に新宿区の基金へ寄附をした方が、「ワンストップ特例」を申請される場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第55号の5様式）」に、マイナンバーの記載が必要になりました。

あわせて、本人確認（番号確認及び身元〔実存〕確認）が必要になりますので、以下の「1」または「2」どちらかの確認用資料（①、②の両方必要です）を、窓口提示または、申請書と一緒にコピーを送付してください。

ご不明点がありましたら、寄附をした基金の担当窓口までお問い合わせください。

	①番号確認用の資料		②身元(実存)確認用の資料
1	<p>「マイナンバーカード(個人番号カード)」(裏面)の窓口提示またはコピー送付</p> <p>※「マイナンバーカード(個人番号カード)」は、マイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードです。</p> 	+	<p>「マイナンバーカード(個人番号カード)」(表面)の窓口提示またはコピー送付</p> <p>※「マイナンバーカード(個人番号カード)」は、マイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードです。</p> 
2	<p>次のうちいずれかの窓口提示またはコピー送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・住民票(個人番号付き) <p>※通知カードは、マイナンバー(個人番号)をお知らせする紙製のカードです。</p> 	+	<p>次のうちいずれかの窓口提示またはコピー送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転履歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 <p>※いずれもお持ちでない場合は、寄附をした基金の担当窓口までお問い合わせください。</p>